



# 新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている 市民の皆さま・事業者の皆さまへ

※ 5月20日現在

休業、無給、減給などによる今後の生活への不安や生活資金不足、納税や保険料の納付などでお困りの皆さまへ、国や北海道、市では各種支援を実施しています。

## 市民の皆さまへの支援の一覧

各種支援のお問い合わせは下記へ

給付金など

事業者の皆さまは次のページへ

すべての皆さまに	特別定額給付金
子育て世帯	子育て世帯への臨時特別給付金
業務や通勤などで発症した	子育て支援給付金 ▶ 7ページ
感染・感染の疑いで無給や減給になった	労災保険の休業補償
収入減で家賃が払えない	国民健康保険・後期高齢者医療の傷病手当金の支給 ▶ 7ページ
収入減で学費が払えない	住居確保給付金の支給対象範囲拡大
	道営住宅の提供
	学生支援緊急給付金
	高等教育修学支援新制度
	高校生等奨学給付金（公立高校・私立高校）
	緊急小口資金（特例貸付）主に休業された方など向け
	総合支援資金〔生活支援費〕（特例貸付）主に失業された方など向け
	市税・道税・国税の納税などの猶予
	国民年金保険料の免除・納付の猶予
	上下水道料金の支払いの相談

一人当たり 10万円	住民基本台帳に記録されている全国すべての方に対して、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一人当たり10万円を給付します。	特別定額給付金事務局Tel 54-2121
児童一人当たり 1万円	児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、国の給付金として、対象児童一人当たり1万円を支給します。	子育て支援係Tel 54-2121
児童一人当たり 1万円上乗せ	子育て世帯への臨時特別給付金を受給する世帯に対し、国の給付金と同額を市独自に上乗せをして、対象児童一人当たり1万円を支給します。	滝川労働基準監督署Tel 24-7361
平均賃金の 80%保障	業務または通勤に起因して新型コロナウイルス感染症を発症したものと認められる場合には、労災保険給付の対象になります。	保険係Tel 54-2121
	国民健康保険・後期高齢者医療加入者（給与の支払いを受けている方に限る）が新型コロナウイルス感染症に感染したり、感染が疑われたりして療養のために働くことができず無給や減給になった場合に、傷病手当金を受け取れる場合があります。	保護係Tel 54-2121
	休業などによる収入減少で住居を失うおそれのある方に対し、家賃相当額（上限あり）を支給します。対象：離職・廃業後2年以内 / 給与などを得る機会が該当個人の責に帰すべき理由・都合によらずに減少し、離職や廃業と同程度の状況にある人	空知総合振興局建設指導課 Tel 0126-20-0068
一人当たり 10万円	うち住民税非課税世帯の学生20万円 家庭から自立してアルバイト収入により学費などを賄っている方で、アルバイト収入が大幅に減少し、修学の継続が困難になっている学生などに一人当たり10万円を給付します。	申請先は通っている大学などを予定 ● 国公私立大学、大学院、短大、高専、専門学校（日本語教育専門機関含む）
	予期できない事由により家計が急変し、世帯（父母など）の収入が減った場合、授業料などの減免や給付型奨学金の対象となる場合があります。	〔独〕日本学生支援機構奨学金相談センター Tel 0570-666-301
	家計急変世帯に対して、授業料以外の教育に必要な経費を給付します。	【公立】教育庁高等教育課Tel 011-204-5760 【私立】北海道庁学事課Tel 011-204-5066
最大 1世帯1回 20万円	【据置期間】貸付日から1年以内 【返済期間】据置期間経過後2年以内	社会福祉協議会Tel 52-2588
単身世帯 月15万円以内	複数世帯 月20万円以内	【市税】納税係Tel 54-2121 【道税】空知総合振興局納税課 Tel 0126-20-0055 【国税】札幌国税局猶予相談センター Tel 0120-291-675
	【据置期間】貸付日から1年以内 【返済期間】据置期間経過後10年以内 【貸付期間】原則3か月、最長12か月以内	戸籍年金係Tel 54-2121 日本年金機構砂川年金事務所 Tel 28-9002
	市税や道税、国税を一時的に納付できない事情のある方については、「徴収猶予」や「申請による換価の猶予」が適用されることがあります。	中空知広域水道企業団 Tel 53-3831
	失業、事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方など、一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、一定の要件に該当する方は、国民年金保険料の免除や納付の猶予が適用できる場合があります。	
	上下水道料金の支払いの相談を水道企業団で受けています。	

市内事業者の皆さまへの支援の一覧

各種支援のお問い合わせは下記へ

協力金・給付金・助成金

融資・貸付

どちらかのみ受取可能

**道からの要請で休業**  
※期間によって休業要請の対象施設が異なりますので注意してください。

**売上が前年比半減**

**売上が前年比 20%以上 50%未満減少**

**売上が前年比 20%以上減少**

**事業規模に応じた 従業員の確保が必要**

**宿泊業や飲食店の水道料金等支援**

**賃金が払えない**

**子の世話で従業員・自分が休業**

**資金繰りのため・融資を受けたい**

**休業などにより生活資金に不安がある**

**休業協力・感染リスク低減支援金**

**休業支援給付金** ▶ 7 ページ

**経営持続化臨時特別支援金 A**

**経営持続化臨時特別支援金 B**

**持続化給付金** ▶ 6 ページ

**中小企業事業継続支援給付金** ▶ 6 ページ

**中小企業店舗等確保支援給付金** ▶ 7 ページ

**飲食業等雇用継続支援給付金** ▶ 6 ページ

**水道料金等支援給付金** ▶ 7 ページ

**雇用調整助成金**

**小学校休業等対応助成金 (雇用者 / 個人事業主など)**

**砂川市の新型コロナウイルス 対策資金**

**北海道の融資・日本政策金融公庫融資・ 商工中金の危機対応融資**

**緊急小口資金などの特例貸付**

道からの要請で遅くとも 4 月 25 日～5 月 15 日までの期間を継続して休業または営業時間を短縮した中小企業および個人事業主に対して支援金を支給します。  
法人：**30 万円**、個人事業主：**20 万円**、19 時以降の酒類の提供を自粛した飲食店：**10 万円**

道からの要請で遅くとも 4 月 25 日～5 月 15 日までの期間を継続して休業または営業時間を短縮した個人事業主に対して、給付金 **10 万円** を支給します。

国の提唱する「新しい生活様式」を実践するとともに、道からの要請で遅くとも 5 月 19 日～5 月 31 日までの期間を継続して休業または酒類の提供時間を短縮した事業者に対して支援金を支給します。1 事業者：**10 万円**

国の提唱する「新しい生活様式」を実践するとともに、休業要請の対象外だが長期間の外出自粛や自主的な休業により、月の売上が前年から 1/2 以下になった事業者の方に **5 万円** を支給します。  
※令和 2 年 1 月以降 3 月末までに開業した方については特例あり

売上が前年同月比 50%以上減少した事業者に以下の範囲内で給付金を支給します。  
法人：**上限 200 万円**、個人事業主：**上限 100 万円**

売上が前年同月比 20%以上 50%未満減少した対象事業者（※）に**一律 30 万円**の給付金を支給します。  
※食料品製造業、印刷業、宿泊業、飲食店、理容・美容業、衣服・身の回り品・飲食料品小売業（フランチャイズ契約店を除く）、写真業、葬儀業、娯楽業、貸衣装業、一般乗用・貸切旅客自動車運送業の業種

売上が前年同月比 20%以上減少した対象事業者（※）に**店舗などに係る月額家賃（5 万円限度）3 か月分**を支給します。

宿泊業、飲食店において令和 2 年 2 月中に 6 人以上の従業員を雇用している場合に支給されます。6 人以上 10 人以下：**30 万円**、11 人以上 20 人以下：**50 万円**、21 人以上：**70 万円**

宿泊業や飲食店に係る月額上下水道料金（水道料金用途「業務用」に限る）を **3 か月（令和 2 年 4 月分から 6 月分）全額**給付します。

一時休業などにより労働者の雇用維持を図った場合、休業手当などの一部助成が受けられます。助成率：中小企業 **4/5**（要件を満たす場合 **最大 10/10**）、大企業 **2/3**

臨時休業などに伴い子どもなどの世話で休業をした場合助成金を支給します。  
・従業員に有給休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた事業主：1 日当たり **上限 8,330 円**  
・個人事業主またはフリーランス：1 日当たり **4,100 円（定額）**

新型コロナウイルス感染症の影響で直近 1 か月の売上が前年同月比で 5%以上減少した事業者に対し、**利子・保証料を全額補助**する融資制度です。  
限度額：**運転資金 500 万円**、償還期限：**7 年以内**

北海道は融資金額、最大 6,000 万円以内、据置最大 5 年、一定の要件で 3 年間実質無利子・保証料減免。日本政策金融公庫・商工中金は当初 3 年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業などを理由に、一時的に資金が必要な個人事業主やフリーランスの方へ、緊急の貸付を実施しています。

北海道休業協力・感染リスク低減支援金 お問い合わせセンター  
Tel 011-351-6469

商工振興係 Tel 54-2121

休業要請専用ダイヤル  
Tel 011-206-0104  
Tel 011-206-0216

持続化給付金事業コールセンター  
Tel 0120-115-570

商工振興係 Tel 54-2121

土木課管理係 Tel 54-2121

ハローワーク滝川 Tel 22-3416  
※ハローワーク砂川では申請不可

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター  
Tel 0120-60-3999

北洋銀行、北海道銀行、北門信用金庫、空知商工信用組合の砂川支店

北海道中小企業課 Tel 011-204-5346  
日本政策金融公庫 Tel 0120-154-505  
商工中金 Tel 0120-542-711

社会福祉協議会 Tel 52-2588

上記以外にもテレワークや新型コロナウイルス感染症拡大防止に対する支援などがあります

各種納税の猶予や水道料金の支払相談などは、「市民の皆さまへの支援」の「猶予」と同様となります。▶

事業者

中小企業店舗等確保支援給付金

売上が一定程度減少している中小企業者に対し、事業活動の維持または継続のための緊急的な支援措置として、家賃に相当する額の給付金を支給します。

●**対象業種** 食料品製造業、印刷業、宿泊業、飲食店、理容・美容業、衣服・身の回り品・飲食料品小売業（フランチイズ契約店を除く）、写真業、葬儀業、娯楽業、貸衣しょう業、一般乗用・貸切旅客自動車運送業

●**給付要件**

【事業の経歴が1年1か月以上の中小企業者】

令和2年1月から12月までの任意の1か月の売上高が前年同期に比べて20%以上減少していること

【事業の経歴が3か月以上1年1か月未満の中小企業者】

最近1か月間の売上高が下記の売上高のいずれかと比較して20%以上減少していること

①過去3か月（最近1か月を含む）の平均売上高 ②令和元年12月の売上高

③令和元年10月から12月までの平均売上高

●**給付額** 家賃の3か月分（月額上限5万円）

●**申請** 令和3年3月31日(木)までに下記へ

☎商工振興係Tel 54-2121

事業者

水道料金等支援給付金

●**対象業種** 宿泊業、飲食店

●**給付要件** 対象水道料金の用途が業務用であること

●**給付額** 令和2年4月分～6月分の水道料金および下水道使用料全額

●**申請** 8月31日(月)までに下記へ

☎土木課管理係Tel 54-2121

市民

子育て支援給付金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、国が支給する子育て世帯への臨時特別給付金と同額の給付金を上乗せして支給します。

●**支給対象者** 国の給付金の対象となる方

●**支給額** 対象児童1人につき10,000円

●**支給月** 6月(国の給付金と同じ日に支給します)

☎子育て支援係Tel 54-2121

申請は必要ありません。国の給付金の手続きをもって支給します。

事業者の各種相談に応じます

【経営や資金繰りなどの悩み】

●北海道信用保証協会Tel 00120-279-540

●(公財)北海道中小企業総合支援センター  
Tel 011-232-2001

●北海道よろず支援拠点Tel 011-232-2407

事業者

休業支援給付金

北海道における緊急事態措置の延長を踏まえ、休業を実施した個人事業者へ給付金を支給します。

●**対象者** 「休業協力・感染リスク低減支援金」の支給条件を満たしている個人事業者

●**給付額** 一律10万円

●**申請** 7月31日(金)までに下記へ

☎商工振興係Tel 54-2121

市民

国民健康保険・後期高齢者医療の傷病手当金の支給

●**対象者** 市国民健康保険または後期高齢者医療の加入者で、給与の支払いを受けている方

●**支給要件** 新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、療養のため労務に服することができず、給与の全部または一部を受け取ることができないこと

●**対象期間** 令和2年1月1日～9月30日の間で、就労が出来なくなった日から起算して4日目以降の就労ができない期間

●**申請** 下記へ

☎保険係Tel 54-2121

必要書類や申請方法は、事前にお電話で保険係へお問い合わせください。

【雇用や賃金などの悩み】

●労働相談ホットラインTel 0120-81-6105

【専門家派遣（課題に合わせたオーダーメイド型の助言・指導）】

●(一社)中小企業診断協会北海道

Tel 011-241-8556

【どこに相談していいかわからない場合は】

●商工振興係Tel 54-2121

事業者

持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

●**対象業種** 商工業に限らず、幅広い業種が対象

●**給付要件** ①1か月の売上が前年同月比で50%以上減少していること  
②令和元年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること

③法人の場合は資本金の額または出資の総額が10億円未満、その定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下

●**給付額** 法人は200万円、個人事業者は100万円 ※昨年1年間の売上からの減少分を上限とする。

●**申請** 「持続化給付金」申請専用ホームページによる電子申請により受け付け

ホームページアドレス <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

ご自身で持続化給付金の電子申請することが困難な方に対し、ふるさと活性化プラザ(砂川ハイウェイオアシス館2階)にて「申請サポート会場」を設置します。完全予約制となりますので、電話で予約を行ってください。

●**設置期間** 5月28日(木)～8月31日(月)(予定) 9:30～17:00

▶**自動ガイダンスによる電話予約** Tel 0120-835-130

予約する会場の会場番号が必要になります。砂川の会場番号「0124」を入力ください。

▶**オペレーター対応による電話予約** Tel 0570-077-866

※オペレーター対応の電話予約は混み合うことが予想されますので、自動ガイダンスを活用ください。

※「申請サポート会場」は相談窓口ではありません。持続化給付金の相談は、「持続化給付金事業コールセンター」Tel 0120-115-570へお電話ください。

事業者

中小企業事業継続支援給付金

売上が一定程度減少している中小企業者に対し、事業活動の維持または継続のための緊急的な支援措置として、当面の資金に充てるための給付金を支給します。

●**対象業種** 食料品製造業、印刷業、宿泊業、飲食店、理容・美容業、衣服・身の回り品・飲食料品小売業（フランチイズ契約店を除く）、写真業、葬儀業、娯楽業、貸衣しょう業、一般乗用・貸切旅客自動車運送業

●**給付要件**

【事業の経歴が1年1か月以上の中小企業者】

令和2年1月から12月までの任意の1か月の売上高が前年同期に比べて減少率が20%以上50%未満であること

【事業の経歴が3か月以上1年1か月未満の中小企業者】

最近1か月間の売上高が下記の売上高のいずれかと比較して減少率が20%以上50%未満であること

①過去3か月（最近1か月を含む）の平均売上高 ②令和元年12月の売上高

③令和元年10月から12月までの平均売上高

●**給付額** 一律30万円

●**申請** 令和3年3月31日(木)までに下記へ

☎商工振興係Tel 54-2121

「持続化給付金」の対象減収幅(50%以上の減収)に満たないものの、影響を受けている事業所を対象とした給付金です。

事業者

飲食業等雇用継続支援給付金

一定規模以上の従業員を雇用する宿泊業、飲食店の雇用を維持するための給付金を支給します。

●**対象業種** 宿泊業、飲食店

●**給付要件** 令和2年2月に勤務していた従業員数が6人以上であること(正規・非正規問わず)

●**給付額** ○従業員数6人以上10人以下 30万円

○従業員数11人以上20人以下 50万円

○従業員数21人以上 70万円

●**申請** 8月31日(月)までに下記へ

☎商工振興係Tel 54-2121